

2017 年度点検・評価シート

※下記の指摘事項、課題を踏まえて、Ⅱ点検・評価 Ⅲ【達成目標】欄を記述してください。

（進捗状況を【現状説明】に記述し、必要に応じて新たに【目標】を設定する。）

2016 年度大学評価（認証評価）結果指摘事項
2016 年度外部評価委員会指摘事項
前年度からの課題（2016 年度点検・評価シート IV 次年度への課題 より転記）

Ⅰ 評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準 4	教育内容・方法・成果
中項目 4-2	教育課程・教育内容 【自己評定 B】
点検・評価項目(1)	4-2-1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
評価の視点	必要な授業科目の開設状況
	順次性のある授業科目の体系的配置
	講義科目と演習科目（研究指導）のバランス
点検・評価項目(2)	4-2-2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
評価の視点	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供
点検・評価項目(3)	4-2-3 国際化に対応した教育を行っているか。
	教育課程における国際化の推進
	学生の国際交流（交換留学、海外研修等）の推進
点検・評価項目(4)	4-2-4 教育課程の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

Ⅱ 点検・評価 対象期間は 2016 年 4 月～2017 年 5 月までとする。（教員数、学生数などのデータの基準日は 2017 年 5 月 1 日）

【点検・評価項目ごとの現状説明】

4-2-1	法学研究科は法律学専攻と政治学専攻から構成される（B4-2-7、A4-2-2 第 5 条の 3 別表 3）。 法律学専攻博士課程前期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークと（講義科目）リサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮した科目編成が行われている。専攻科目には「憲法特殊講義」と「憲法演習」のように、必ず「特殊講義」と「演習」が組み合わせて設置されている。また、関連科目として「法制史特殊講義」および「現代社会における法と情報特殊講義」が、専攻科目に「総合演習」が置かれている。2017 年度の開講科目数は、講義科目が 22、研究指導科目・論文作成指導科目が 17 である（B4-2-7）。 博士課程後期課程では、憲法・民法・商法・労働法など法学の主領域を網羅した研究指導科目（演習）と授業科目（特殊研究）がバランスよく開設されている。2017 年度の開講科目数は、講義科目が 10、研究指導科目・論文作成指導科目が 10 である（B4-2-7）。 政治学専攻博士課程前期課程では、法律学専攻と同様、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークと（講義科目）リサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮した科目編成が行われている。専攻科目では「政治学特殊講義」と「政治学演習」のように、必ず「特殊講義」と「演習」が組み合わせて設置される。また、関連講義科目として現代政治論に関連する特殊講義が、導入科目として経済学・政治学の総合研究、英書講読等の科目が設置されている。2017 年度の開講科目数は、講義科目が 17（公共政策学専修コース開講科目数 20）、研究指導科目・論文作成指導科目が 10（公共政策学専修コース開講科目数 2）である（B4-2-7）。 博士課程後期課程では、政治学・政治史・政治思想史・行政学・国際関係・地域研究など研究指導科目（演習）と授業科目（特殊研究）がバランスよく開設されている。2017 年度の開講科目数は、講義科目が 8、研究指導科目・論文作成指導科目が 8 である（B4-2-7）。なお、政治学専攻では、公務員志望者の増大などの社会的要請を受ける形で、前期課程の「現代政治論特殊講義」などの開講時間・形式等につき、検討を開始している。 また、法学研究科政治学専攻公共政策学専修コースでは、政治学専攻で開講されている演習、特殊講義等から指定された単位数を選択履修することになっている。
4-2-1	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 （1）必要な授業科目の開設状況について【×】

	具体的事例： (2) 順次性のある授業科目の体系的配置について【×】 具体的事例： (3) 講義科目と演習科目（研究指導）のバランスについて【×】 具体的事例：
4-2-2	本研究科は、大学院学則および教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい専門分野の高度化に対応した幅広く、懇切丁寧な教育を行っている（A4-2-2 第5条の3別表3、A4-2-16、A4-2-27）。 法学専攻博士課程前期課程では、専攻科目は公法・行政関係法学、刑事関係法学、市民生活関係法学、企業関係法学、国際関係法学、基礎法学に分かれ、学ぶ者のニーズを考えた幅広く多様な科目を提供している。関連科目としての「現代社会における法と情報特殊講義」は、情報化社会の要請を受ける形で設置されたものであり、前期課程1年生に対して必ず履修するよう指導を行っている。また、近年法学の分野においては環境や医療などの学際的な内容が注目されているが、「総合演習」においては、二人の教員がペアを組み、それぞれの専門分野を活かした学際的な内容を講じている。 博士課程後期課程では、憲法研究指導・民法研究指導・民事訴訟法研究指導・商法研究指導・経済法研究指導・法哲学研究指導をはじめとする各種法部門の特殊研究が開設されて、高度で多様な研究を必要とする社会の需要に応えている。 政治学専攻博士課程前期課程では、従来の政治学における知的蓄積を踏まえながら、新しい変化に対応できる研究や方法論の開発を目指している。その対象領域は、「現代地方政治特殊講義」「現代地方政治演習」などの地域レベルから「国際関係論特殊講義」「国際関係論演習」などのグローバル・レベルにまでおよぶ。 博士課程後期課程のカリキュラム体系の基本的コンセプトは、「歴史」と「現代」、「思想」と「政策」、「地方」と「国際」などのように、複眼的視座に基づいて政治現象の全体像を把握しようとするものである。そのために、政治史や政治思想史と現代政治分析の研究科目を並立させ、地方政治、比較政治、国際政治の各領域をもカバーしている。さらに政治制度や政治過程といったハード面から政治文化やメディアといったソフト面にいたるまで多岐にわたる研究ができるような科目構成となっている。 また、関連科目として「法制史特殊講義」および「現代社会における法と情報特殊講義」が設置される一方、専攻科目に「総合演習」が設置されている。とくに、「現代社会における法と情報特殊講義」は、情報化社会の要請を受ける形で設置されたものであり、前期課程1年生に対して必ず履修するよう指導を行っている。「総合演習」においては、二人の教員がペアを組み、それぞれの専門分野を活かした学際的な内容となっている。さらに、教育内容の国際化の要請を受ける形で、2014年度に英米法特殊講義・英米法演習（いずれも前期課程）を開設した。
4-2-2	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供について【○】 具体的事例：総合演習の設置の効果の検証に関して、2016年度には受講者にアンケートを実施した。
4-2-3	法学専攻の場合、基本的には日本の法体系に関する教育・研究が中心であるが、国際法をはじめとした実定法の科目において外国法研究の機会を設けている。また、基礎法学の科目として法社会学、法哲学および法制史を設置し、法制史については隔年で西洋法制史、東洋法制史の教育・研究の機会を設けている。なお、2014年度より英米法特殊講義・英米法演習を設置した。2010年、従来の「原典講読」を改める形で「総合演習」を前期課程に設置する旨の大学院学則改正を受けて、2011年度から開講している。「総合演習」は「一つのテーマについて、それに関連する専門の複数の教員が同時に臨席し、受講生を指導する方式により行う」ものであり、これにより「そのテーマについて有機的立体的に理解すること」を目的とする。法学専攻では2016年3月にドイツボン大学から Zabel 教授をお迎えし、講演を行っていただき、研究者同士の交流がなされた。2017年5月現在法学専攻において、交換留学、短期語学研修、研究科主催の海外研修等は行われていない。 一方、政治学専攻の場合、日本・東洋・西洋の政治史・思想史を開講し、さらに国際政治学・国際関係論を学ぶ機会も提供するなど、国際化に対応しうる教育・研究の機会を設けている。政治学専攻においては、2016年度中に1名がカナダにてフィールドワークを行った。 交換留学、短期語学研修、研究科主催の海外研修などに関する情報の周知徹底に関しては、特別な施策がなされたわけではないが、院生が極めて少ない現状においては指導教員を通じて十分に周知徹底がなされている。
4-2-3	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 (1) 教育課程における国際化の推進について【×】 具体的事例： (2) 学生の国際交流（交換留学、海外研修等）の推進について【○】 具体的事例：2017年度中に1名がイギリスにてフィールドワークを行い、また、中国の山東大学から1名の交流学生を迎える予定である。
4-2-4	教育課程の適切性については、法学専攻協議会、政治学専攻協議会において議論、検討、改善がなされ（B4-2-18、B4-2-23

	d2-表 19)、その改善の成果は研究会委員会において承認される。
4-2-4	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 教育課程の検証に関する責任主体・組織、権限、手続きについて【○】 具体的事例：法律学専攻の特色ある科目である総合演習の設置の効果に関して、2016 年度に受講者に実施したアンケートの結果が平成 28 年度第 9 回法学研究科委員会で報告され、検証が行われた。

【効果が上がっている事項】

4-2-1	
4-2-2	
4-2-3	
4-2-4	

【改善すべき事項】

4-2-1	
4-2-2	総合演習の設置の効果測定する受講者にアンケートを実施されていない
4-2-3	
4-2-4	法学研究科の教育課程について、法学部と連携して検証を行うための方法などの検討がなされていない。

Ⅲ 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標			評価				
			2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～2018)	4-2-3 交換留学、短期語学研修、研究科主催の海外研修などに関する情報を周知徹底する。	交換留学、短期語学研修、研究科主催の海外研修などに関する情報が、大学構成員に定期的に周知される機会がある。	→		A	S	
	4-2-2 「総合演習」の設置の効果が検証され、設置の目的の達成度が向上する。	法律学専攻協議会および法学研究科委員会の場で検証の結果が報告され、改善策が打ち出される。	→		A	C	
	4-2-4 法学部と連携し、教育課程の適切性について検証を行う。	法学研究科委員会および法学部教授会において、毎年、検証が行われる。	→		A	A	
16 年度目標	4-2-2 総合演習の設置の効果測定する受講者にアンケートを実施する	総合演習終了後に受講者にアンケートが実施されその結果が専攻協議会および研究会委員会で公表される			A		
	4-2-4 法学研究科の教育課程について、法学部と連携して検証を行うための方法などを再度検討する。	法学研究科委員会の場で検証方法などが議論され、決定される。			A		
17 年度目標	(対象期間は 2017 年 4 月～2018 年 3 月) 4-2-4 法律学専攻、政治学専攻ともにカリキュラムのスリム化(科目名を大括りにすること)について検討を開始する。	法律学専攻、政治学専攻ともにカリキュラムのスリム化(科目名を大括りにすること)について検討が開始されている。				S	

Ⅳ 評価専門委員会所見

4-2-2【現状】 法律学専攻と政治学専攻それぞれが持つ教育目的やコンセプトに基づき、適切な科目が配置されていることが見て取れます、それぞれの専攻に設置されている「総合演習」は二人の教員がペアで行うという形で運営されており、受講する院生にとっても複数の教員により学際的教育が受けられる仕組みが整っており、大変評価できます。4-2-3に詳しく述べられていますが、複数の教員が同時に臨席する形の授業は、教員同士が他の教員がどのような教育内容を提供しているかを聞く良い機会となり、極めて理想的な授業であると言えます。

4-2-3【現状】 国際化に向けて、外国法研究の充実、外国からの講師の招聘など、具体的な方策がとられています。

V 所見への対応

--

VI 次年度への課題

総合演習の設置の効果について検証を行うとともに、法律学専攻協議会および法学研究科委員会の場で検証の結果報告を行い、改善策を打ち出したい。
--

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A4-2-2	大東文化大学大学院学則	《既出》A1-2
A4-2-16	大東文化大学・大学院シラバス（CD-R）	
	大東文化大学ホームページ（Web シラバス）	
	http://www.daito.ac.jp/campuslife/syllabus/index.html	
A4-2-27	平成 28（2016）年度 法学研究科時間割	
B4-2-7	2016 年度法学研究科科目編成表（公共政策コース含）	
B4-2-18	平成 27 年度第 3 回法学研究科委員会議事録	
B4-2-23	大学データ集	《既出》B1-22

〔追加資料〕

平成 28 年度第 9 回法学研究科委員会議事録
